

大阪府人権擁護士証交付要領

(趣旨)

第1条 人権擁護士としての活動に資するため、大阪府人権擁護士証（以下「証」という。）を交付することとし、必要な事項を定めるものとする。

(証の交付)

第2条 大阪府人権擁護士要綱第4条の規定により登録を受けた人権擁護士のうち、希望する者に対し、証（様式1）を交付する。

2 証の交付を希望する者は、大阪府人権擁護士証交付申請書（様式2）により申請することとする。なお、申請にあたっては人権擁護士活動状況報告書（様式3）を添付するものとする。

3 証の有効期限は交付日から3年を経過する日以後における最初の3月31日とする。

4 証の有効期限の更新を希望する者は、別に定める期間内に、第2項の規定により申請することとする。なお、別に定める期間を徒過して申請した場合の有効期限は、前項の規定に関わらず、別に定める期間内に申請した場合に交付することとされていた証の有効期限とする。

(証の取扱い)

第3条 人権擁護士は、証を破損し又は紛失したときは、届出書（様式4）により速やかに知事に届け出なければならない。この場合においては、証を再交付することができるものとし、その有効期限は、当該破損し又は紛失した証の有効期限とされていた日とする。

2 人権擁護士は、人権擁護士登録名簿から削除されたときは、速やかに証を返還しなければならない。

(行為の禁止)

第4条 人権擁護士は、証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。

附 則

この要領は、平成27年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。